

霧島市条例第35号
平成29年10月10日

霧島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に関する条例を公布する。

霧島市長 前田 終止

霧島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、霧島市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び霧島市農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるとともに、必要な事項を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、19人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、21人とする。

(報酬の支給期日の特例)

第4条 農業委員及び推進委員の年額報酬は、霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年霧島市条例第59号）第4条第3号の規定にかかわらず、年1回払いとし、3月に支給するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年5月1日から施行する。

(霧島市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の廃止)

2 霧島市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例（平成17年霧島市条例第209号）は、廃止する。

(霧島市農業委員会委員の選挙区に関する条例の廃止)

3 霧島市農業委員会委員の選挙区に関する条例（平成17年霧島市条例第210号）は、廃止する。

（霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年霧島市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

農業委員会会長	月額79,600円
農業委員会会長代理及び部会長	月額60,700円
農業委員会委員	月額50,600円

」を

「

農業委員会会長	月額79,600円	年額558,000円以内で市長が別に定める額を加算した額
農業委員会会長代理及び部会長	月額60,700円	
農業委員会委員	月額50,600円	
農地利用最適化推進委員	月額45,000円	

」に改める。